



山形県公報

平成31年3月31日(日)

号外(5)

目次

条 例

○山形県県税条例の一部を改正する条例……………(税 政 課) …… 3

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第60号) (税政課)

1 県民税

(1) 都道府県、市町村又は特別区(以下「都道府県等」という。)に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、特例控除額の控除対象となる寄附金を、返礼品の返礼割合が3割以下であることその他の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金とすることとした。(第34条の3、附則第5条の5、附則第5条の7、附則第7条及び附則第7条の2第1項関係)

(2) 住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすることとした。(改正前の附則第5条の4の2第2項関係)

2 不動産取得税

次に掲げる特例措置の適用期限を平成33年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の9第2項並びに附則第14条の3第1項、第3項、第4項及び第6項関係)

(1) サービス付き高齢者向け住宅である新築貸家住宅の取得に係る課税標準及び当該住宅の用に供する土地の取得に係る税額の特例措置

(2) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する事業の用に供する施設に係る税額の減額措置

(3) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に係る税額の減額措置

(4) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地(当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限り。)の取得後2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置

3 自動車取得税

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置及び当該自動車に係る課税標準の特例措置について、対象となる自動車の見直しを行った上で、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。(附則第15条の2の2及び

附則第15条の2の2の3第1項～第5項関係)

- (2) 路線バス等のうち、ノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を追加した上で、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第15条の2の2の3第6項関係）
- (3) 路線バス等のうち、リフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を追加した上で、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第15条の2の2の3第7項関係）
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、ユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第15条の2の2の3第8項関係）
- (5) 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるバス等で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象となる自動車の見直しを行った上で、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第15条の2の2の3第9項及び第10項並びに改正後の同条第11項及び第12項関係）
- (6) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合の非課税措置の適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第15条の2の2の4関係）
- (7) 自動車持出困難区域内の自動車の所有者等が代替の自動車を取得した場合において、当該代替の自動車の取得に対する納税義務を免除する特例措置について、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第25条第1項関係）

4 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、対象となる自動車の見直しを行った上で、その適用期限を平成31年9月30日まで延長することとした。（附則第15条の3関係）

5 狩猟税

次に掲げる特例措置の適用期限を平成36年3月31日まで延長することとした。（附則第19条第1項及び第2項並びに附則第19条の2第1項関係）

- (1) 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置
- (2) 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置
- (3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置

- 6 この条例は、平成31年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)の改正は、同年6月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第60号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「ときは」を「ときは、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き」に改め、同条第2項中「同項の」を「同項又は法第20条の5の2第2項の」に改める。

第34条の3第1項中「第1号に掲げる寄附金」を「法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同条第2項中「同項第1号に掲げる寄附金」を「前項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第5条の4の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

附則第5条の5中「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「同条第1項に規定する特例控除対象寄附金」に改める。

附則第5条の7中「第34条の3第1項各号列記以外の部分及び第2項並びに」を「第34条の3第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「規定する特例控除対象寄附金」とあるのは「規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」と、同条第2項及び」に、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に、「規則で定めるところ」を「施行令附則第4条の6第1項の規定」に改める。

附則第7条第1項中「第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金」を「第34条の3第1項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「同号」を「第1号」に、「地方団体の長に」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）に」に、「当該地方団体の長」を「当該都道府県知事等」に改め、同条第2項中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第3項中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第7条の2第1項中「第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金」を「第34条の3第1項に規定する特例控除対象寄附金」に、「おいては」を「は」に改める。

附則第13条の9第2項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第14条の3第1項中「その他これに類するものとして規則で定めるもの」を削り、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）の施行の日の翌日から平成31年3月31日まで」を「平成31年4月1日から平成33年3月31日まで」に改め、同条第3項、第4項及び第6項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附則第15条の2の2第1項中「第111条第1項の」を「第111条第2項に規定する」に改め、同条

第2項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ロ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条から附則第15条の2の2の5までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第3項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同項第2号中「。以下この条」を「。以下この条及び附則第15条の2の2の3第4項第5号」に改め、同号イ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第8項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ハ(イ) a 中「以降」を「（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降」に、「この条」を「この条及び附則第15条の2の2の3第4項第5号」に改め、同号ハ(イ) b 中「この条」を「この条及び附則第15条の2の2の3第4項第5号」に改め、同条第4項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第5項中「第13項まで」を「第12項まで」に、「平成31年3月31日」を「平

成31年9月30日」に改め、同項第1号口中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第9項」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第5項第2号イ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ハ中「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3第2項第4号において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3第2項第4号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (ロ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3第2項第4号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第6項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するものに限る。）」に、「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当すること。

- イ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- ロ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第7項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9

月30日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第8項中「第13項」を「第12項」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号イ中「附則第4条の5第25項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号ロ中「附則第4条の5第26項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同項第2号中「附則第4条の5第27項」を「附則第4条の5第20項」に改める。

附則第15条の2の2の3第1項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を削り、同項第2号イ中「附則第4条の6第5項」を「附則第4条の6第6項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第6項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第2項第1号中「附則第15条の2の2第2項第1号」を「附則第15条の2の2第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値

以上であること。

附則第15条の2の2の3第3項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2の2第4項第1号」を「附則第15条の2の2第4項」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第9項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第10項」に改め、同項第3号中「附則第15条の2の2第4項第2号」を「附則第15条の2の2第5項第2号」に改め、同項第4号中「附則第15条の2の2第5項第2号ハ」を「附則第15条の2の2第5項第3号ハ」に改め、同条第4項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2の2第6項第1号」を「附則第15条の2の2第6項」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「附則第15条の2の2第6項第2号」を「附則第15条の2の2第7項第2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号イ中「附則第4条の6第9項」を「附則第4条の6第13項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第10項」を「附則第4条の6第14項」に改め、同号を同項第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第11項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第12項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第4項に次の1号を加える。

(5) 軽油自動車（電力併用自動車に限る。）のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックで施行規則附則第4条の6第15項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

(ロ) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の2の2の3第5項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の6第11項」を「附則第4条の6第16項」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第12項」を「附則第4条の6第17項」に改め、同条第6項中「自動車（）」を「自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（）」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第7項及び第8項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第9項中「装置（以下この項から第12項まで）」を「装置（以下この項から第11項まで）」に、「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第1号及び第2号中「第12項」を「第11項」に改め、同項第3号中「以下この項から第13項まで」を「次項から第12項まで」に改

め、同項第4号を削り、同条第10項中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「附則第4条の6の2第16項」を「附則第4条の6の2第15項」に、「平成31年3月31日（第4号に掲げるトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項第4号を削り、同項を同条第11項とし、同条第13項中「及び」を「又は」に、「超え22トン」を「超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン」に、「附則第4条の6の2第17項」を「附則第4条の6の2第16項」に、「平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）」を「平成31年9月30日」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第4条の6の2第18項及び第19項」を「附則第4条の6の2第17項及び第18項」に改め、同項を同条第13項とする。

附則第15条の2の2の4中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附則第15条の3第1項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。次項第1号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。次項第2号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同項第1号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「次」に改め、同項第2号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、「附則第5条の2第9項」を「附則第5条の2第1項」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は同法第41条の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）」に、「同条第10項」を「同条第3項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するものをいう。）

附則第15条の3第4項第4号中「エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び次条第1項において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第5条の2第5項に規定するエネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」に、「附則第5条の2第11項」を「附則第5条の2第6項」に、「同条第12項」を「同条第7項」に、「平成17年窒素酸化物排出許容限度」を「同条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「同条第13項」を「同条第9項」に改め、同項第5号中「乗用車」を「乗用車（第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」に、「附則第5条の2第14項」を「附則第5条の2第10項」に、「平成21年軽油軽中量車基準」を「同法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種類等	税率（年額）	
	営業用	自家用

1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	円 2,000	円 7,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500	9,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500	10,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	3,500	11,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	4,000	13,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	4,500	14,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	5,500	17,000
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	6,000	19,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	7,000	22,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500	28,000
2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの	2,000	2,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500	3,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000	4,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000	5,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000	6,500
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500	7,500
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500	9,000
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500	10,500

	最大積載量が8トンを超えるもの		7,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額
	最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	最大積載量に応じた年額に1,000円を加算した額	最大積載量に応じた年額に1,300円を加算した額
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に1,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額
		総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額	最大積載量に応じた年額に2,000円を加算した額
3 バス	(1) 一般乗合用のもの及び通学又は通園用のもの	乗車定員が30人以下のもの	3,000	3,000
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	4,000	4,000
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	4,500	4,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	5,000	5,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	6,000	6,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	6,500	6,500
		乗車定員が80人を超えるもの	7,500	7,500
	(2) その他のもの	乗車定員が30人以下のもの	7,000	8,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	8,000	10,500

		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,500	12,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	11,000	14,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	13,000	16,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	14,500	18,500
		乗車定員が80人を超えるもの	16,000	21,000
4 三輪の小型自動車			1,500	1,500
5 けん引自動車	小型自動車に属するもの		2,000	3,000
	普通自動車に属するもの		4,000	5,500
6 特種用途車	(1) 霊 <small>きゆう</small> 柩車	普通自動車に属するもの	3,500	4,000
		小型自動車に属するもの	1,500	2,000
	(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	3,500	4,000
		小型自動車に属するもの	1,500	2,000
	(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	6,500	
		小型自動車に属するもの	5,000	
		総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの		6,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		7,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		8,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		9,000
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		10,500		

		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		12,000
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		13,500
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		15,500
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		18,000
		総排気量が6リットルを超えるもの		22,500
(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	2,500	3,000
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	5,000	6,500
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	7,500	10,500
		車両重量が15トンを超えるもの	10,000	13,500
	その他のもの	自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額		

附則第15条の3第4項を同条第2項とし、同条第5項中「附則第5条の2第15項」を「附則第5条の2第12項」に、「同条第16項」を「同条第13項」に、「第3項」を「次」に改め、同項に次の表を加える。

自動車の種類等	税率（年額）	
	営業用	自家用

1 乗用車（三輪の小型自動車に属するものを除く。）	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	円 4,000	円 15,000
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	17,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000	20,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,500
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000	25,500
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000	29,000
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500	33,500
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000	38,500
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000	44,000
	総排気量が6リットルを超えるもの	20,500	55,500
2 トラック	最大積載量が1トン以下のもの	3,500	4,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500	6,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000	8,000
	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500	10,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	9,500	13,000
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	11,000	15,000
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	13,000	17,500
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	15,000	20,500

	最大積載量が8トンを超えるもの		15,000円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに2,400円を加算した額	20,500円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,200円を加算した額
	最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの	最大積載量に応じた年額に1,800円を加算した額	最大積載量に応じた年額に2,600円を加算した額
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に2,300円を加算した額	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額
		総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に4,000円を加算した額
3 バス	(1) 一般乗合用のもの及び通学又は通園用のもの	乗車定員が30人以下のもの	6,000	6,000
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	7,500	7,500
		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	9,000	9,000
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	10,000	10,000
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	11,500	11,500
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	13,000	13,000
		乗車定員が80人を超えるもの	14,500	14,500
	(2) その他のもの	乗車定員が30人以下のもの	13,500	16,500
		乗車定員が30人を超え40人以下のもの	16,000	20,500

		乗車定員が40人を超え50人以下のもの	19,000	24,500
		乗車定員が50人を超え60人以下のもの	22,000	28,500
		乗車定員が60人を超え70人以下のもの	25,500	33,000
		乗車定員が70人を超え80人以下のもの	28,500	37,000
		乗車定員が80人を超えるもの	32,000	41,500
4 三輪の小型自動車			2,500	3,000
5 けん引自動車	小型自動車に属するもの		4,000	5,500
	普通自動車に属するもの		8,000	10,500
6 特種用途車	(1) 霊 <small>きゆう</small> 柩車	普通自動車に属するもの	6,500	7,500
		小型自動車に属するもの	3,000	3,500
	(2) ごみ、し尿等の廃棄物の収集及び運搬の用に用いるもの	普通自動車に属するもの	6,500	7,500
		小型自動車に属するもの	3,000	3,500
	(3) キャンピングカー	普通自動車に属するもの	13,000	
		小型自動車に属するもの	9,500	
		総排気量が1リットル以下のもの又は電気を動力源とするもの		12,000
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		14,000
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		16,000
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		18,000
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		20,500		

		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		23,500
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		27,000
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		31,000
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		35,500
		総排気量が6リットルを超えるもの		44,500
(4) その他の用に用いるもの	車体の形状がトラックに類するもので最大積載量の定めのないもの	車両重量が5トン以下のもの	4,500	6,000
		車両重量が5トンを超え10トン以下のもの	9,500	13,000
		車両重量が10トンを超え15トン以下のもの	15,000	20,500
		車両重量が15トンを超えるもの	19,500	26,500
	その他のもの		自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額	

附則第15条の3第5項を同条第3項とする。

附則第15条の3の2第1項中「から第5項まで」を「又は第3項」に改め、「若しくは粒子状物質の排出量」を削る。

附則第19条第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「おいては」を「は」に改め、同条第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附則第19条の2第1項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に、「あつては」を「は」に改める。

附則第22条第1項の表中

附則第5条の4の2第2項	法附則第5条の4の2第2項	法附則第45条第1項の規定により読み替えられた法附則第5条の4の2第2項
--------------	---------------	--------------------------------------

を削り、同条第2項中「又は第13条の2第1項から第6項まで」を「又は第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項まで」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改め、同項の表中「第13条の2第1項から第6項まで」を「第13条の2第1項、第2項若しくは第5項から第8項まで」

に改める。

附則第25条第1項中「第111条第1項の」を「第111条第2項に規定する」に、「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の3の改正規定並びに附則第5条の5、第5条の7、第7条及び第7条の2第1項の改正規定並びに附則第3項、第4項及び第5項の規定は、同年6月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成30年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の3並びに附則第5条の5、第5条の7及び第7条の2第1項の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成31年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第34条の3並びに附則第5条の5、第5条の7及び第7条の2第1項の規定の適用については、平成32年度分の個人の県民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の3第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第34条の3第2項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第5条の5	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限り。）の額
附則第5条の7	規定する特例控除対象寄附金」	支出したものに限り。）」
	規定する特例控除対象寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金	支出したものに限り。）（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金

	とする	と、「同項第1号」とあるのは「第34条の3第1項第1号」と、「限る。）」とあるのは「限り、同法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第4条の6第1項の規定により計算した金額に相当する部分を除く。）」とする
附則第7条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付

5 新条例附則第7条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成31年6月1日以後に支出する新条例第34条の3第1項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正前の第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、県民税の所得割の納税義務者が同日から同年12月31日までの間に支出する新条例第34条の3第1項に規定する特例控除対象寄附金に係る新条例附則第7条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「を行う」とあるのは「又は山形県県税条例の一部を改正する条例（平成31年3月県条例第60号）による改正前のこの項に規定する申告特例の求めを行う」と、同条第3項中「法附則第7条第6項各号」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定により読み替えられた法附則第7条第6項各号」とし、県民税の所得割の納税義務者が同年1月1日から同年5月31日までの間に支出した改正前の第34条の3第1項第1号に掲げる寄附金に係る改正前の附則第7条第3項の規定の適用については、同項中「法附則第7条第6項各号」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第2条第7項の規定により読み替えられた法附則第7条第6項各号」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

6 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

7 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

8 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。